

大阪市告示第1425号

河川区域の変更により、廃川敷地等が生じたため、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月21日

大阪市長 横山英幸

1 河川の名称

淀川水系準用河川細江川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和7年10月21日

3 廃川敷地等の位置

大阪府大阪市住吉区墨江一丁目79地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 23.58平方メートル

（建設局道路河川部河川課）